

審査基準及び標準処理期間整理個表

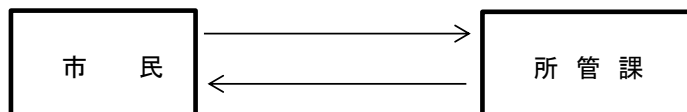
番号 71

処 分 名	ひとり親家庭医療費受給資格の認定	
処 分 の 概 要	申請により、受給資格が認められた場合には、受給者として認定する。	
根 拠 法 令 名	松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第34号)	
条 項	第7条	
所 管 課	子育て支援課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	60日	
標準処理期間	計	60日
判断基準	<p>松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第3条第1項に該当する者で、同条第2項に該当しないものであることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 「松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例」 (助成対象者) 第3条 医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 家庭主 イ 家庭主の監護を受け、かつ、その者と生計を同じくする児童等 ウ 祖母若しくは祖父と孫又は姉若しくは兄と弟妹からなる家庭であつて、市長がひとり親家庭に準じると認めるものに属する者 エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条第1項に規定する父母のない児童 (2) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定による被保険者又は被扶養者 (3) 次のいずれかに該当する者 ア 本市の区域内に住所を有する者で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されているもの イ アの要件を満たさないことにつき市長が特別の理由があると認める者 ウ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた者 エ 高齢者医療確保法第55条の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者で、同条第1項に規定する入院等をした際本市の区域内に住所を有していたと認められるもの オ 高齢者医療確保法第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者で、国民健康保険法第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成の対象としない。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 (2) 他の制度により医療費の自己負担分の全部について助成を受けることができる者 (3) 国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者 (4) 高齢者医療確保法第55条の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者 (5) 高齢者医療確保法第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者 (受給資格の認定) 第7条 助成対象者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。 (受給者証) 第8条 市長は、前条の申請があつた場合において、医療費の受給資格があると認めるときは、当該申請に係る助成対象者に受給者証を交付する。 2 受給者証を汚損、破損又は紛失したときは、規則で定めるところにより、再交付を申請しなければならない。 3 受給者証の再交付を受けたときは、従前の受給者証はその効力を失う。 4 助成対象者が資格要件を欠くに至つた場合は、受給者証を市長に返還しなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請



支給決定

※申請の受付時に決定予定日を申請者にお知らせする。